

4 全体構想

4-1 まちづくりの基本理念と将来像

由利本荘市総合発展計画（平成 17～26 年度）では、まちづくりの基本理念として『全市が共通の理念のもとにそれぞれの地域特性を尊重し、今までのまちづくりを継承しながら「地域の一体化」と「地域全体の成長発展」という視点から、新しいまちづくりを進めていく。』ことが示されており、将来像のもととなる基本理念として、次の3つが定められています。

- 人と豊かな自然がつなぐ、健やかで創造性あふれるまち
- 交流とにぎわいに支えられて、生き活きと躍動するまち
- 住民自治と協働の精神に基づいた、可能性豊かで自立したまち

これら、まちづくりの基本理念を受け、由利本荘市総合発展計画では本市がめざす市の将来像とまちづくりの目標を次のように定めています。

●まちづくりの将来像

人と自然が共生する 躍動と創造の都市^{まち}

●まちづくりの目標

- I. 地域に開かれた住民自治のまちづくり
- II. 活力とにぎわいのあるまちづくり
- III. 健やかさとやさしさあふれる健康福祉のまちづくり
- IV. 恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり
- V. 豊かな心と文化を育むまちづくり
- VI. 心ふれあう情報と交流のまちづくり
- VII. 行財政改革による健全なまちづくり

由利本荘市は合併により平成 17 年に誕生した都市であり、一体の都市としてのまちづくり及び都市計画は始まったばかりの段階です。このような状況を踏まえ、由利本荘市都市計画マスタープランでは、総合発展計画に定めるめざすべき将来都市像を都市計画の都市像として位置づけ、市民と地域が大きな役割を果たしながらまちづくりを進めていくことにより、個性的で自然との共生を大切にする活力ある新しい都市・由利本荘市を創っていくことをめざします。

4-2 都市構造の基本的枠組み

(1) 将来都市構造

『人と自然が共生する躍動と創造の都市』の形成を目指し、将来都市構造図としてゾーン、都市拠点、地域連携軸の3つの要素からなる都市構造の枠組みを設定します。

1) ゾーン

次の4つのゾーンを設定します。

①まちなみのゾーン

由利本荘市の中核的都市機能を受け持つゾーン

②海辺のゾーン

人と海沿いの自然が共生するゾーン

③人と自然の交流ゾーン

豊かな自然環境や観光資源を活用するとともに農林畜産業の振興を図るゾーン

④森のゾーン

森林の保全を基本としながら、自然資源の活用を図るゾーン

2) 拠点

由利本荘市を構成する旧市町を単位とする8つの地域拠点を設定します。本荘、矢島、岩城、由利、大内、東由利、西目、鳥海の8拠点で、このうち市の全人口の約半分を占め由利本荘市の中核を担う地域である本荘を広域中心拠点、その他を地域拠点と設定します。

3) 地域連携軸

都市の軸線を形成し拠点相互間の連携を推進すると共に、秋田市、大仙市、横手市、湯沢市、にかほ市等との広域的な連携を支えます。

①日本海沿岸広域連携軸

日本海沿岸東北自動車道（国土開発幹線自動車道）、国道7号、羽越本線などの交通施設を基本として形成され秋田～新潟方面を結ぶ日本海側の代表的な広域連携軸です。本荘広域中心拠点と岩城・大内の2つの地域拠点を結ぶ本市の地域連携軸の柱となる都市の軸線です。

②大仙・盛岡方面流通連携軸

国道105号、本荘大曲道路（地域高規格道路）などの交通施設を基本とする広域連携軸で、本市と大仙・盛岡方面を結びます。

③横手・北上方面経済連携軸

国道107号を基軸とする広域連携軸で本荘広域中心拠点と東由利地域拠点を結び、横手市、北上市方面との広域連携を支えます。

④鳥海山麓観光連携軸

国道108号、由利高原鉄道などの交通施設を基本とする広域連携軸で本荘都市中枢拠点と由利・矢島・鳥海の3つの地域拠点をむすび、湯沢市、仙台市方面との広域連携を支えます。

(2) 将来フレーム

本計画における目標年次である平成 42 年（2030 年）における将来フレームとして、人口フレーム及び土地利用フレームの設定を行います。

なお、上位計画である「由利本荘市総合発展計画」の目標年度が平成 26 年度までであるため、次期総合発展計画の策定に向けては、本計画を基本として将来フレームの調整を行うこととします。

1) 人口フレーム

我が国は人口減少時代を迎えており、本市もまた人口の減少が予想されます。

① 総人口

近年の人口が減少傾向を示していることや「総合発展計画」において平成 27 年（平成 26 年度、2015 年）の目標人口が 86,000 人と設定されていること等を踏まえて、「市町村の人口 2005～2035/（財）日本統計協会」の推計値を基に目標年次の人口を 65,000 人と設定します。

将来人口：65,000人（平成42年・2030年）

■ 人口フレーム

		H 12	H 17	H 22	H 27	H 32	H 37	H 42
推計値	市町村の将来人口 2005～2035 /（財）日本統計協会	—	（基準年）	85,388	80,502	75,185	69,700	64,116
上位計画	総合発展計画	（基準年）	90,416	87,224	86,000 （H26）	—	—	—
実績値	国勢調査	92,843	89,555	—	—	—	—	—

⇒ 65,000人

② 年齢 3 階級別人口

人口減少が進む中、少子高齢化がさらに進行すると考えられます。

■ 3 階級別将来人口

	総人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
17 実績値	89,555 (100.0%)	11,280 (12.6%)	54,011 (60.3%)	24,197 (27.0%)
H 42 推計値	64,116 (100.0%)	6,348 (9.9%)	32,527 (50.7%)	25,243 (39.4%)

③用途地域内人口

旧本荘市の人口は、将来にわたり微減傾向を示すものと推定されますが、新生・由利本荘市の中核的都市機能を担う拠点として求心力のあるまちづくりを展開していくことから、中心市街地を含む用途地域内はほぼ現在の人口規模を維持し、人口減少は用途地域外で顕著におこるものと考えます。

■用途地域内外将来人口

	由利本荘市	用途地域内 [※]
H17実績値	89,555	34,619
H42推計値	65,000	34,600

※用途地域内人口は、H17実績値を維持すると仮定。

2) 将来産業人口フレーム

過去の実績による平均就業率（50.7%）を用いて、これを将来人口に乗じて将来就業人口の算定を行うと、目標年次の総就業人口は33,000人と設定されます。

就業人口：33,000人（平成42年・2030年）

■産業分類別就業人口フレーム

	就業人口	1次産業	2次産業	3次産業
H42推計値	33,000	4,000	5,600	23,400

■従業人口

	従業人口	1次産業	2次産業	3次産業
H42推計値	31,200	3,800	5,300	22,100

■商業フレーム

	商業販売額	1人当たり販売額 [※]
H42推計値	90,200（百万円）	1.39（百万円/人）

※1人当たり販売額は、H17実績値を用いた。

■工業フレーム

	製造品出荷額	1人当たり出荷額 [※]
H42推計値	53,000（百万円）	18.94（百万円/人）

※1人当たり出荷額は、H17実績値を用いた。

3) 土地利用フレーム

将来人口フレームや産業人口フレームなどを基に、将来の土地需要面積の推定を行います。推定結果を現況の用途地域面積と比較すると、用途地域合計面積は現在とほぼ同じ水準で、住居系及び工業系の土地需要が50～70ha程度減少し、その分を商業系の土地需要でおぎなっています。商業系の土地需要は、現在の商業系用途地域のおよそ2倍規模と推定され、新生・由利本荘市の中心市街地としての求心力を高めるだけでなく、秋田県南西部の核都市として広域の期待に応える魅力ある中心市街地（商業・業務系市街地）の形成を図る必要があります。

■ 土地利用フレーム

	用途地域合計	(ha)		
		住居系	商業系	工業系
現況用途面積 (H18都市計画年報より)	1,092	797	108	187
平成42推計値※	1,051	746	190	115

※水面、大規模な緑地等の非可住地は含んでいない。

4-3 都市づくりの基本方針

由利本荘市の都市づくりの基本方針は、総合発展計画の「まちづくりの目標」を踏まえ、都市計画的視点から整理して、次のように設定します。

(1) 地域に開かれた住民自治のまちづくり

8つの地域から成る由利本荘市は、地域の個性を大切にしたい住みやすいまち、住みたいまちを地域に暮らす市民が主体となって実現していくことをめざします。

地域社会の自発性を一層尊重した住民自治によるまちづくりを進めるため、市民と行政との新たな協働の関係を築いていくことをめざします。広大な市域を有し、地域拠点が分散立地する都市構造の本市では、「住民自治のまちづくり」、「市民と行政による協働のまちづくり」が都市づくりにおいて求められています。

(2) 活力とにぎわいのあるまちづくり

地域の経済活力を増進して活力のあるまちづくりを図ります。日本海沿岸東北自動車道・本荘I.Cの供用開始によるインパクトを活用した新たな地域産業の振興を図ります。また、本荘地域の中心市街地は、多様な都市機能が集積する本市の顔となる都市空間であり、都市基盤の整備により、商業、業務、文化、情報など各種機能を導入してまちの魅力を高めることにより、歩いて楽しく、人々の交流とにぎわいのあるまちづくりをめざします。

(3) 恵まれた自然とやすらぎのある環境共生のまちづくり

地球温暖化・オゾン層の破壊など地球規模での環境問題は、年々深刻化してきており、環境への負荷の少ない持続可能な都市づくりが求められています。今や、環境との共生はまちづくりの基本原則の一つと言えます。

本市は山や川、日本海など豊かな自然環境に恵まれた都市であり、これらの自然環境と共生しながら都市生活の快適さや便利さを楽しむことができる質の高い生活環境整備を推進します。また、これらの豊かな自然資源を次の世代に引き継いでいくために、全市的な観点から自然環境を守り、育てていきます。

(4) 心ふれあう情報と交流のまち

新生・由利本荘市としての一体感の醸成は、市民と行政による協働のまちづくりを推進し、将来都市像を実現するための重要な要素です。そのため地域間の連携強化を促進し、生活の利便性や情報格差のないまちづくりをめざします。

地域間を結ぶ道路網の整備や公共交通の整備などの都市基盤整備とCATVや光ファイバ網のエリア拡大など情報・通信基盤の整備をバランス良く進める方針です。

少子高齢化の時代の下、今後の財政状況は厳しく、公共投資余力の低下が予測されるため、本市の全域で均等に都市基盤を整備するのではなく、選択と集中による効率的・効果的なメリハリのある都市基盤整備を行います。一方、CATVや光ファイバ網のエリア拡大など情報通信基盤の整備は全市的に推進し、市民と行政との相互情報交換を可能とするなど、誰もが必要な情報を容易に利用できる基盤づくりをめざします。

なお、これらの基本方針を進める上での前提として、都市機能集積地である本荘市街地を広域中心拠点とし、旧7町市街地を地域拠点とした集約型都市構造を目指します。

4-4 都市計画の基本方針

(1) 土地利用の方針

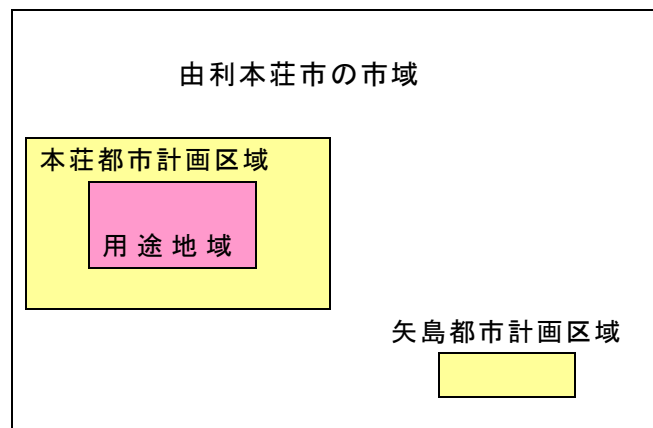
【土地利用の基本的な考え方】

- 都市構造の枠組み図に示した4つのゾーンの方角性に基づくまとまりのある空間形成を基本として、計画的な土地利用の誘導を行います。
- 都市計画区域、地域地区制度などの適切な運用により良好な地域環境の形成に向け秩序ある土地利用を誘導し、魅力ある都市空間の実現を図ります。
都市計画区域については、土地利用の現状を踏まえ、現行の都市計画区域の見直しを行う方針です。
- 少子高齢化、人口減少時代に対応した集約型の土地利用を図り、土地利用の可逆性が極めて困難なことから安易な土地利用の転換はできるだけ抑制し、自然環境や農林地の保全などに配慮した土地利用を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道のI.C周辺など、新たな土地利用の可能性が考えられる地区では、地域産業の活性化や広域交流の促進など本市の活性化に寄与するように土地利用の誘導を図ります。

1) 用途地域の土地利用

現在、本市は本荘都市計画区域と矢島都市計画区域の2つの都市計画区域がありますが、両者とも市街化を促進する市街化区域と市街化を抑制する市街化調整区域の区域区分はなく、本荘都市計画区域のみ地域地区制度による用途地域を定めています。

■既存都市計画区域・用途地域の概念図



■ 用途地域における土地利用

用途地域が定められている区域では、現在の土地利用を基本としながら、将来都市像の実現や今後の土地需要の展望などを考慮し、用途地域の見直しも含めて計画的な土地利用の誘導を進めていきます。

① 住居系の土地利用

良好な住環境の保全・育成を基本とした土地利用の規制・誘導を図ります。

地域環境の保全や新たな環境創造をめざす地域住民等の主体的な取組に対しては、地区計画制度、建築協定制度、緑地協定制度などの積極的な活用を図っていきます。

② 商業・業務系の土地利用

県南西部の広域交流エリアの核として及び本市の「顔」「玄関」として中心市街地における商業・業務機能の集積を図ります。都市基盤の整備や市街地開発事業などの適切な活用により地域商業の核となる商業・業務地の再生を図り、にぎわいのある中心市街地づくりをめざします。

③ 工業系の土地利用

工業地は都市における生産活動の中心であり、所得や雇用の面で地域経済の発展に大きな役割を果たしています。現在の土地利用を基本としつつ日本海沿岸東北自動車道の整備を契機とする新たな企業の誘致などを図り、企業の立地動向に対応しながら工業生産に必要な用地の確保を図る方針です。

④ 農地など

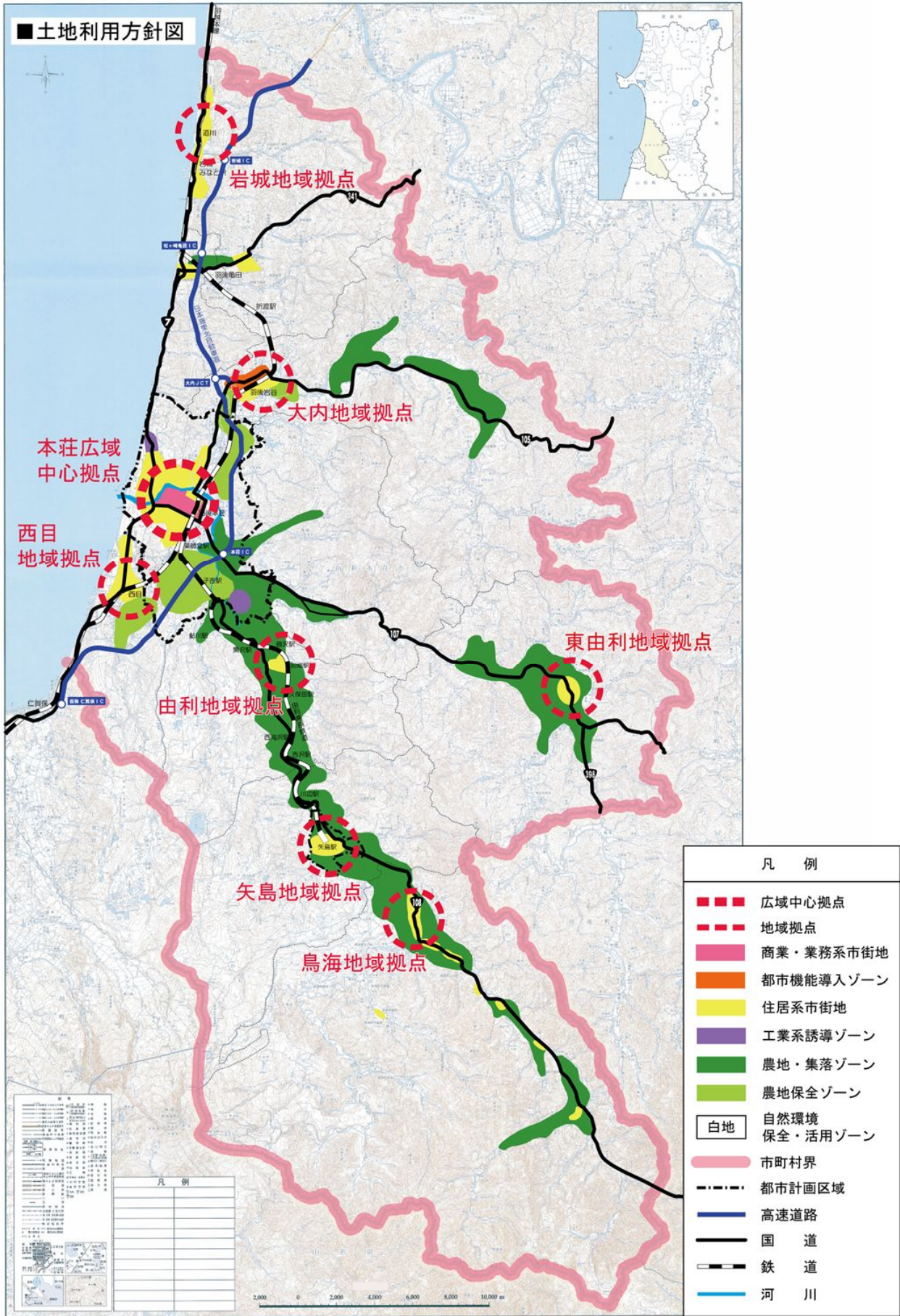
用途地域内に残された農地については、緑地や防災空間などの多面的機能を考慮し、まとまりのある農地については計画的に保全するよう努めます。

安易な宅地への土地利用転換を抑制し、宅地化される場合には道路など都市基盤施設の整った良好な市街地形成を誘導します。

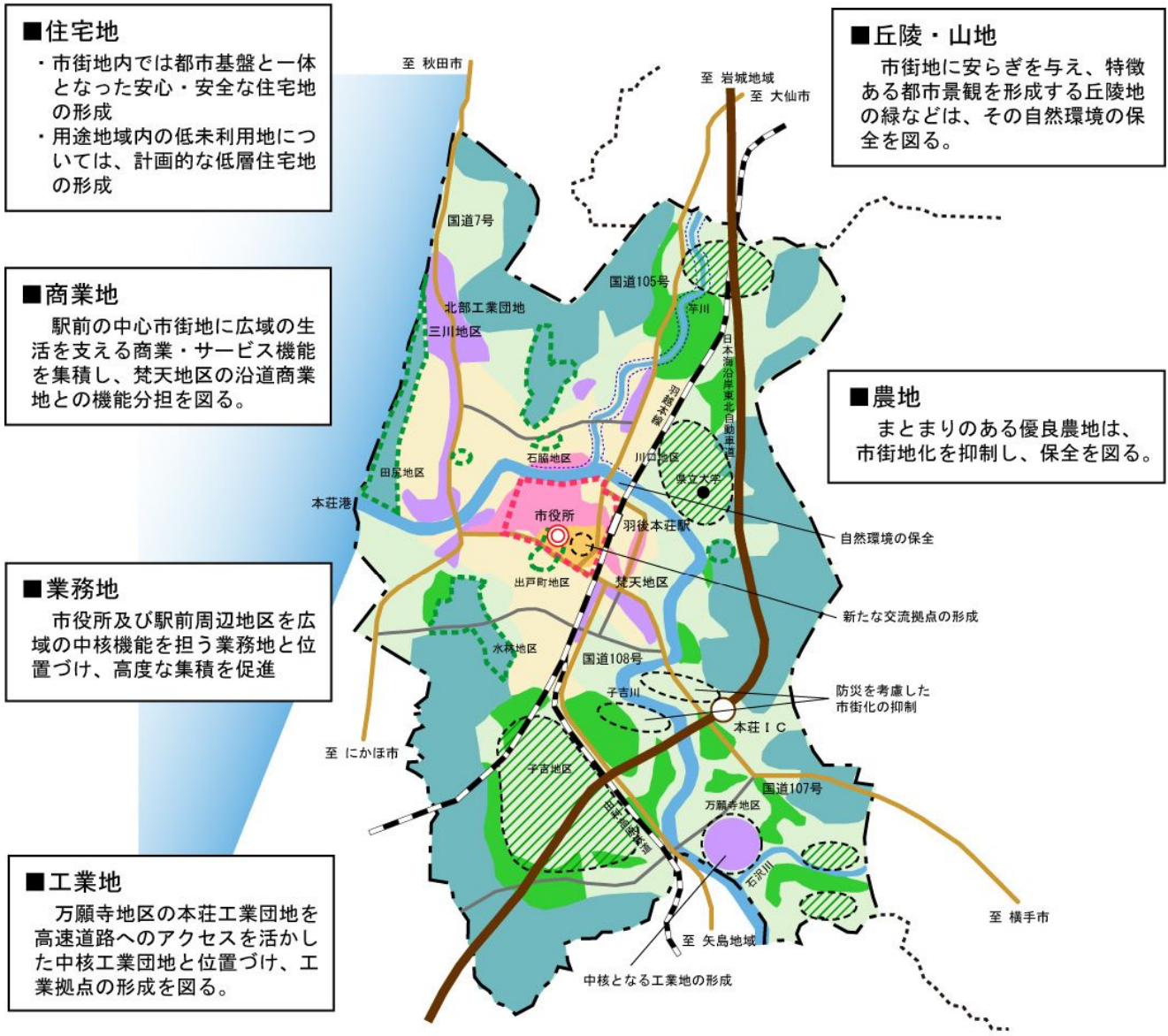
2) 用途地域の指定のない区域の土地利用

都市計画区域内で用途地域が定められていない区域及び都市計画区域外の地域については、近年の人口、産業の動向及び将来の予測に基づき、今後無秩序な市街化の進行や商業系・工業系の大規模な土地需要が拡大する可能性は低いと考えられます。

そのため都市計画の用途地域指定などによる土地利用規制の必要性が低く、現行の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」と「農地の保全及び自然環境の保全と環境整備」を進めていきます。



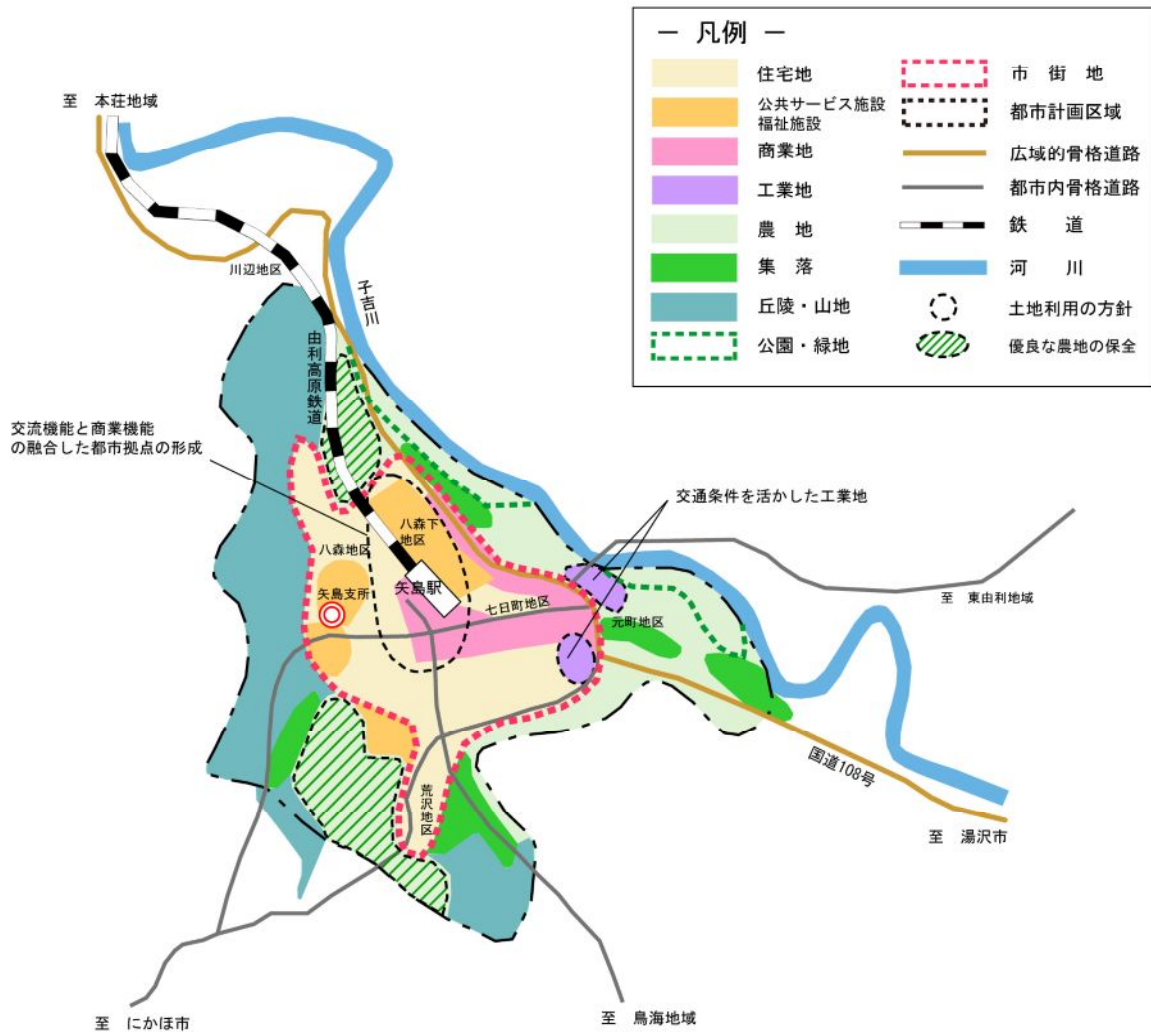
■本荘都市計画区域の土地利用方針図



— 凡例 —

住宅地	集 落	高速道路	河川
業務地	丘陵・山地	広域的骨格道路	鉄道
商業地	公園・緑地	都市内骨格道路	河川緑地
工業地	中心市街地	土地利用の方針	
農 地	都市計画区域	優良な農地の保全	

■ 矢島都市計画区域の土地利用方針図



■ 住宅地

- ・ 防災性の向上など居住環境の整備、改善を図る。
- ・ 歴史的街並みに配慮した住宅の維持・更新

■ 商業地

七日町、駅前、国道108号の沿道商業地は、それぞれの特性に応じた役割分担を図る。

■ 工業地

国道108号沿いの元町地区を工業地と位置づけ、立地・誘導を図る。

■ タウンセンター

八森下地区と矢島駅前地区を本区域のタウンセンターと位置づけ、交流機能と商業機能の融合した拠点の形成を図る。

■ 農地

市街地と丘陵の間に広がる、優良農地は保全を図る。

■ 丘陵・山地など

市街地の南西部を取り囲む、段丘樹林帯や北東部を流れる子吉川の創る環境・景観の保全

(2) 道路・交通体系の方針

【道路・交通体系の基本的な考え方】

- めざすべき将来像の実現に向け、各地域拠点を結び本市の都市構造を支える軸線としての役割を担う主要幹線道路の整備・機能強化を図ります。
- 日本海沿岸東北自動車道の本荘 I.C の供用開始を契機とする高速交通体系の整備促進に努めます。
- 市道などの生活関連道路は、車中心の道づくりから人と共存する道づくりをめざします。
- 全ての市民が市域内を円滑に移動し、都市活動を可能とする公共交通機関の整備充実を図ります。

1) 道路ネットワーク

道路は都市の骨格を形成し、産業や市民生活を支える代表的な都市基盤施設です。目指すべき将来都市像の実現をめざし、現在の交通実態や将来の交通量を考慮しつつ、まちづくりと一体となった道路ネットワーク整備を進めます。

道路の機能や役割に応じて、高速道路や都市間を結ぶ道路による広域幹線道路ネットワーク、都市の骨格を形成する幹線道路による市域幹線道路ネットワーク、地域生活に密着した生活道路ネットワークの形成を図ります。

なお、一部の都市計画道路は計画決定後長期にわたって未着手となっていることから、社会情勢や交通需要の変化などを踏まえ、都市計画道路の見直しを行う方針です。

また、景観や冬期間交通に配慮した道路整備、歩行者の視点に立った歩行者空間の整備など、快適な道路環境の整備に努めます。

①広域幹線道路ネットワーク

日本海沿岸東北自動車道の延伸・整備促進並びに地域高規格道路（本荘大曲道路）の整備促進とアクセス道路の整備など、高速交通網の整備促進に努めます。また、本市の地域拠点間を結び都市構造の軸線を形成する国道 7 号、105 号、107 号、108 号等の整備・機能強化を促進します。

②市域幹線道路ネットワーク

本荘都市計画区域で計画決定されている都市計画道路は、計画網密度は高いものの整備率は低い水準にあります。今後は、緊急時の代替ルートの確保と、広域幹線道路へのアクセス道路のネットワーク機能の確保を念頭におき、都市計画道路の見直しを検討しながら整備を図ってまいります。

③生活道路ネットワーク

生活道路は、市民の理解と協力を得ながら、適切かつ計画的に整備を進め、市民の身近な生活空間における安全性や快適性を高めていきます。安全な通学路整備や高齢者・障害者にやさしい歩行者空間と冬期間交通に配慮した整備など、道路環境の質的向上を図ります。

2) 公共交通機関

市民の交通利便性の向上、特に高校生や高齢者等の交通弱者の都市活動を支え、過度に自動車に依存した交通体系の抑制による環境負荷の小さい交通体系の実現を図るために公共交通機関の整備充実を図ります。

①鉄 道

J R羽越本線は、通勤や通学、通院等の市民の重要な交通手段であるため、市民生活に密着した路線ダイヤの充実と全線複線化、高速化を要望していきます。

第3セクター運営の由利高原鉄道・鳥海山ろく線は、沿線住民の通勤・通学の足として欠かせない重要な役割を担っており、経営基盤の安定化に努めます。

②バス等

市内バス路線は都市活動を支える「市民の足」として、高校生や高齢者等の交通弱者にとっては不可欠な交通機関ですが、自家用車の急速な普及によりバス路線の廃止や便数削減など問題が生じています。市民ニーズに対応した路線の維持や便数の確保など利便性の確保・向上を図ります。

また、公共施設や病院、学校などを結ぶ地域の実情に応じたコミュニティバスの運行を検討し、市民の利便性向上を図るとともに新たな需要の喚起と利用者の増加を図るなど、バス交通の振興を図っていく方針です。

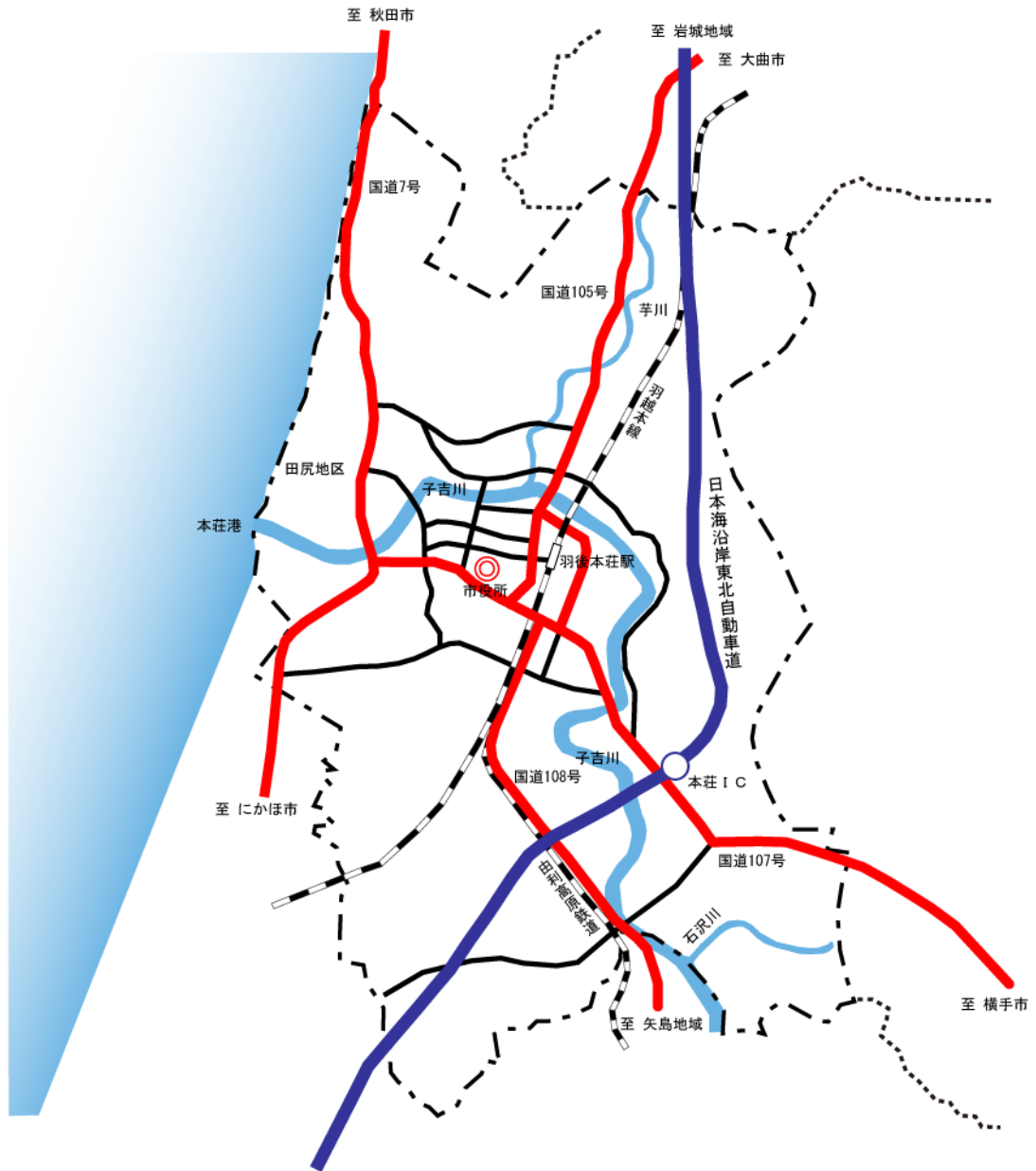
■ 由利本荘市の道路・交通体系方針図








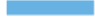
凡例		
— 県界	— 地域高規格道路	— 鉄道
— 市町村界	●●● 地域高規格道路計画路線	— 河川
— 高速道路	— 国道	■ 都市計画区域
○ IC		

■本荘都市計画区域の道路・交通体系方針図

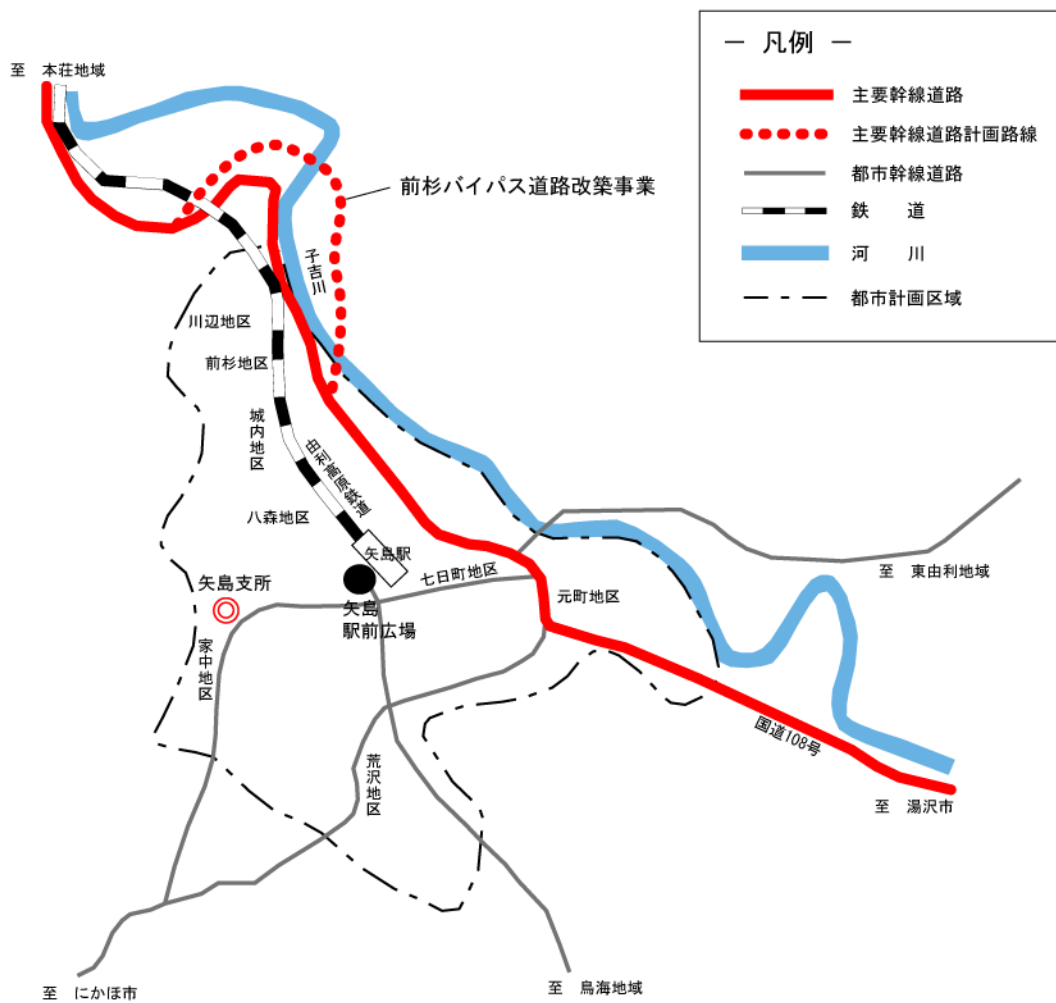
※一部の都市計画道路は計画決定後長期にわたって未着手となっていることから、社会情勢や交通需要の変化などを踏まえ、都市計画道路の見直しを行う方針です。



— 凡例 —

	自動車専用道路		鉄 道
	主要幹線道路		都市計画区域
	幹線道路		河 川

■ 矢島都市計画区域の道路・交通体系方針図



(3) 情報・通信基盤整備の方針

【高度情報・通信基盤整備の基本的な考え方】

- 現代社会は、情報が重要な意味を持つ高度情報社会です。特に本市のように行政区域が広大で個性ある地域拠点が分散立地する特性のある都市においては、情報・通信基盤の整備は、生活の利便性の向上や産業経済の振興、さらには地域間連携の強化、地域間格差の解消、市としての一体性の確立などに必要不可欠な基盤の一つであり、全市的に誰もが活用できる情報・通信基盤の整備をめざします。
- 情報・通信基盤の整備により、行政情報の公開を進め、公正で開かれた行政運営を図ります。市民と行政双方向による情報ネットワークを構築し、情報を共有化するとともに、誰もが市政に参加できる高度な情報・通信基盤の整備をめざします。
- 情報・通信基盤の整備により、学校教育や生涯学習など情報教育の充実を図ります。公共公益施設の整備、改修等と連携した情報・通信基盤の整備を進めます。

1) 情報・通信ネットワークの整備

高度情報社会の進展に対応し、光ファイバによる地域イントラネットやCATVの整備など、高度情報・通信ネットワークの整備を推進します。

高度情報・通信ネットワークの活用により、市民に開かれた行政、誰もが市政に参加できる行政をめざすとともに、地域間連携の強化、地域間格差の解消、市としての一体性の確立に努めていきます。

2) 情報・通信格差の解消

携帯電話の不感地域やテレビ難視聴地域の解消を図り、全ての市民が格差のない情報・通信サービスが受けられる環境づくりに努めます。

(4) 都市施設の方針

【都市施設（道路以外）の基本的な考え方】

- 我が国が人口減少時代を迎えた現在、今後の需要見通しや整備効果について十分に検討し、計画的な整備を進めます。
- 都市施設の老朽化に伴う更新や管理運営にあたっては、求められる機能や役割を十分に検討した上で、民間活力の導入など、総合的なコスト削減を図ります。
- 街区公園など市民の身近な都市施設については、市民との協働による維持管理の実現をめざす方針です。
- ユニバーサルデザインにより誰もが使いやすく、周辺環境にも配慮した施設の整備をめざします。

1) 公園・緑地

本荘公園や三望苑、新山公園などの公園について、それぞれの自然・歴史環境を活かした特色のある環境整備を進め、市民が日常的に憩い、ふれあえる空間としての魅力向上を図ります。

各地域においては、地地域の個性を活かした身近な公園の整備に努め、地域における交流空間の創設に努めます。

また、子吉川や芋川の河川緑地は、本市の緑の軸線を形成する貴重な緑地であり、自然環境の保全を図るとともに自然環境学習の場、自然とのふれあいの場として整備を図っていきます。

2) 上・下水道

①上水道

本市には公営企業としての水道事業のほか、多くの市営簡易水道事業がありますが、簡易水道事業はいずれも良質な水源確保に課題を抱えており、将来的には計画的な水道事業の統合を検討する必要があります。

県南西部の核都市として今後の発展と下水道整備に伴う水需要を展望し、安定的な給水ができるように長期的視野に立った水源の確保に努めます。

また、水源池の保全や排水池、配・給水管網などの計画的な整備・更新を進めていきます。

②下水道

今後も公共下水道整備事業を推進し、処理区域の拡大、汚泥処理施設の整備などを進めるとともに、中心市街地における内水排除の円滑化を図るため、都市下水路の整備を推進します。

また、公共下水道計画区域外の集落地域においては、地域の特性や規模に応じて合併処理浄化槽の設置促進や農業集落排水施設の整備を計画的に進め、生活条件の向上と環境保全に努めます。

3) 河川・水路

本市の主要河川として、子吉川が中心市街地を貫流し、支川の芋川、石沢川が市街地で合流しています。これらの河川は地域内の生活用水・工業用水・農業用水として利用されており、今後とも治水・利水の面から河川整備や市街地の内水対策を進めていきます。また、環境整備を推進し、河川空間の活用を図ります。

家屋の浸水や主要道路の冠水など市民生活や都市活動に大きな影響を与えるような洪水被害を防止・軽減するため河川改修の推進を図ります。

また、河川の環境機能を維持・保全するため、生物の生息・生育環境に配慮した環境整備に努めるとともに、地域の憩いの場、レクリエーションの場として河川空間の活用を図ります。

4) その他の公共公益施設

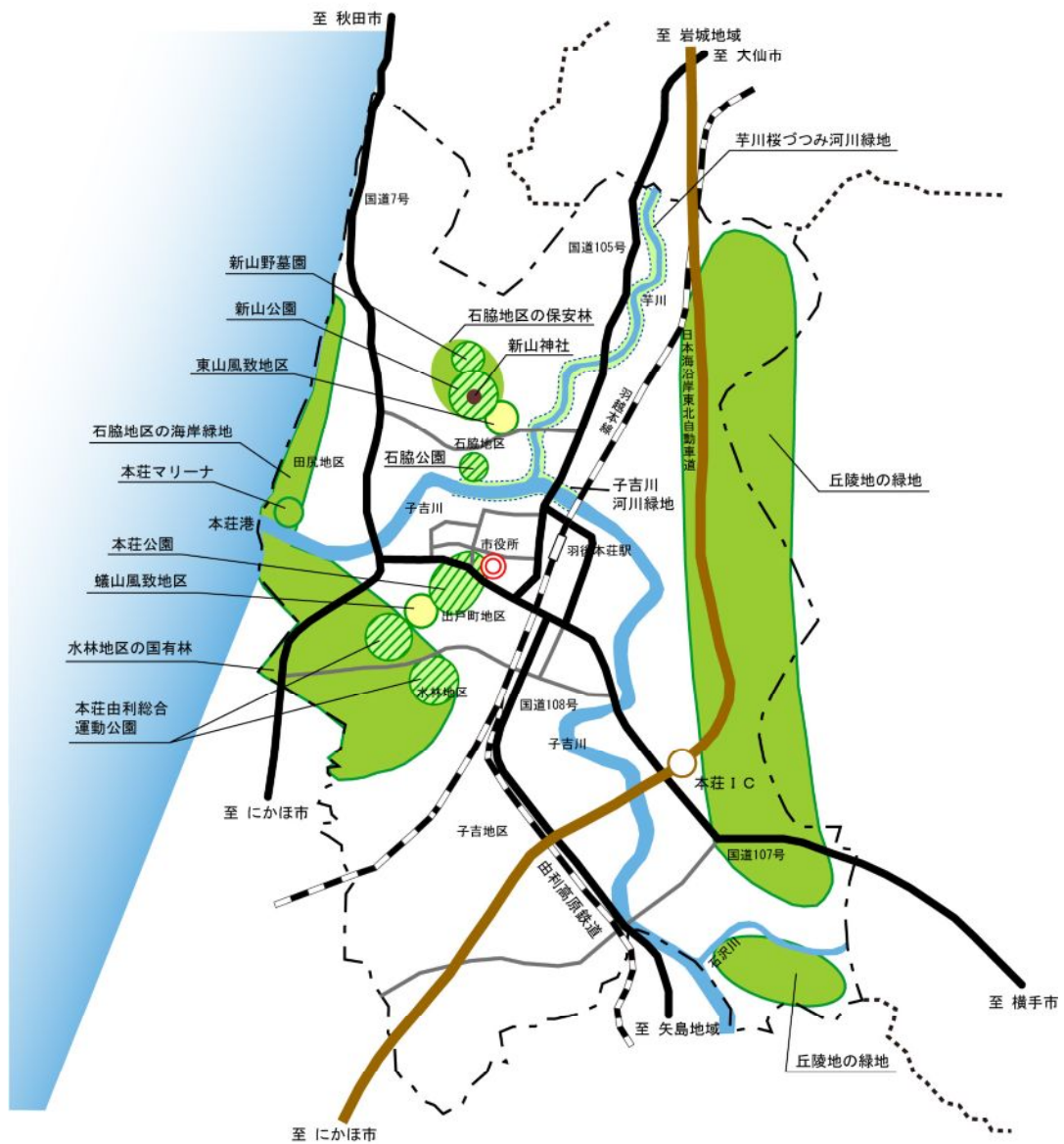
①ごみ処理施設

ごみの問題は、都市生活において重要かつ深刻な問題となっています。市民意向調査の結果からも、「家の周りの生活環境の満足度・重要度」についてたずねた結果「ごみの不法投棄」にたいする問題意識が最も高くなっています。ごみの不法投棄問題については、市民意識の啓発活動を引き続き進めるとともに悪質なものについては市民の協力を得て、パトロールなどの対策を検討します。


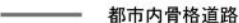



環境負荷の少ない持続可能な地域社会の構築をめざして、ごみの軽量化、再資源化、再利用が求められており、本市においても、ごみ収集体制の充実を図りつつ、ごみの分別収集による資源ごみの効果的な回収・再利用など、ごみの軽量化、再資源化を促進していきます。

既存の最終処分場の許容量を勘案し、新たな最終処分場の建設も検討します。また、ごみ焼却施設からのダイオキシン排出防止などに万全を期し、ごみ処理施設による水質汚濁・大気汚染などの公害が発生しないよう図ります。

■本荘都市計画区域の公園・緑地等の整備 又は保全の方針図



— 凡例 —

	公園等		都市計画区域		都市内骨格道路
	地域制緑地		高速道路		鉄 道
	その他の緑地		広域的骨格道路		河 川

■ 矢島都市計画区域の公園・緑地等の整備 又は保全の方針図



■本荘都市計画区域の下水道及び河川整備方針図



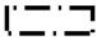
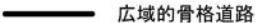


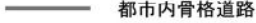



— 凡例 —

	都市計画区域		高速道路		鉄道
	下水道整備		広域的骨格道路		河川
	下水道計画区域		都市内骨格道路		河川(改修済)
	終末処理場				

■ 矢島都市計画区域の下水道及び河川整備方針図



— 凡例 —

	都市計画区域		広域的骨格道路		河川
	下水道整備		都市内骨格道路		終末処理場
	下水道計画区域		鉄道		

(5) 市街地整備の方針

【市街地整備の基本的な考え方】

- 将来都市像の実現に向けて、都市拠点の形成を図る地域について、周辺の土地利用や道路、公園等の都市施設に関する都市計画との整合を確保しつつ、整備を図ります。
- 良好な市街地環境を形成するために、必要に応じて土地区画整理事業や市街地再開発事業を都市計画で定め、計画的に整備を進めます。
- 羽後本荘駅前周辺地区は、本市の玄関口、顔となる地区にふさわしい整備を図ります。
- 学校跡地などの低未利用地は、市街地整備のタネ地として計画的かつ有効に活用します。

1) 本荘中心市街地の整備

中心市街地においては、街並み景観に配慮した個性的で魅力ある市街地の形成をめざします。このため、幹線道路の整備促進と土地区画整理事業や電線地中化事業などの推進により、地域の中心市街地としての機能拡充を図り、個性的で魅力的な市街地の形成を推進します。

また、市街地内の幹線道路や外周部環状道路の整備を推進し、市街地内における交通渋滞緩和と商店街への交通の円滑な誘導を図ることで活性化の促進を図ります。

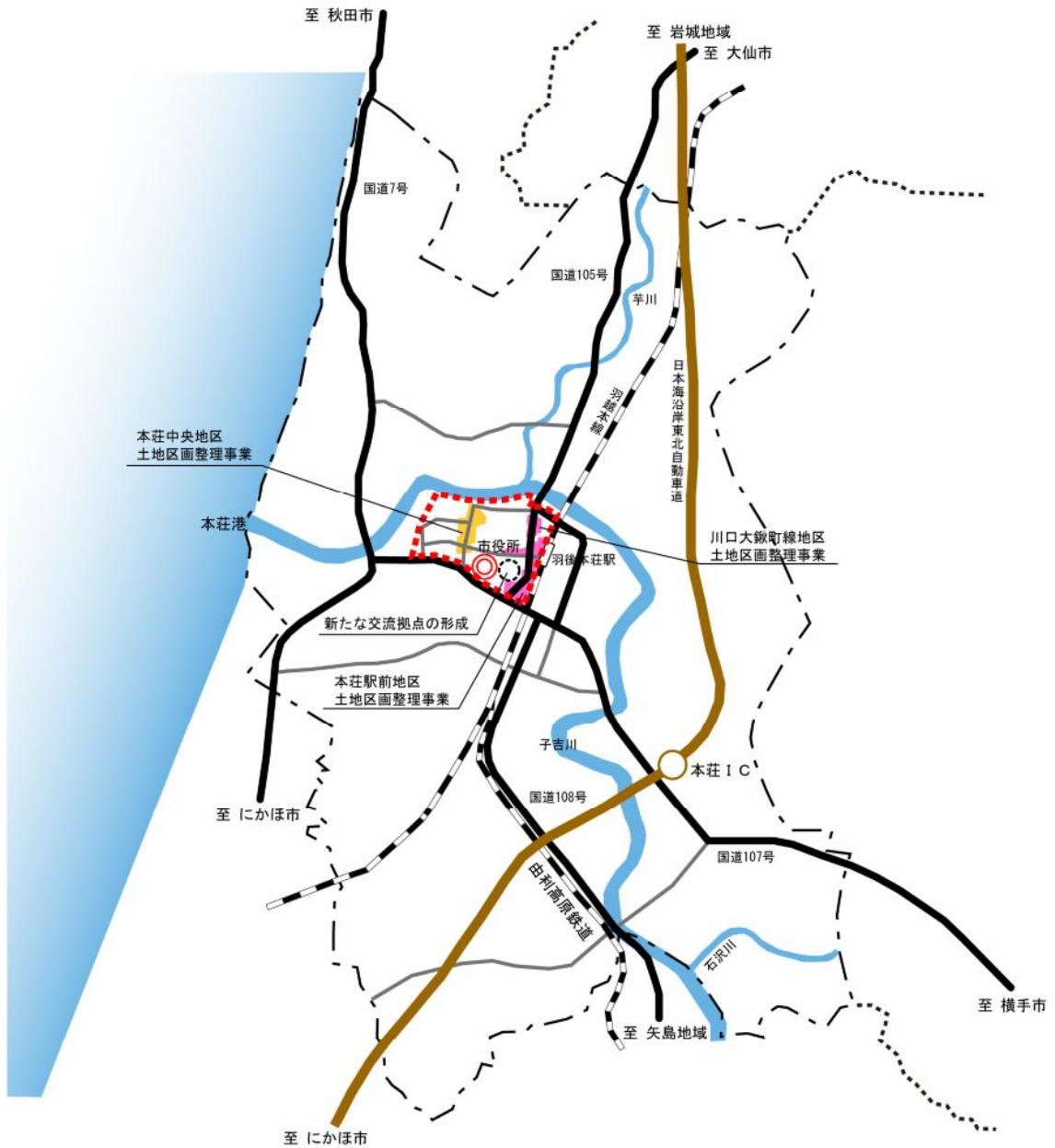
2) 羽後本荘駅前周辺地区の整備

本市の玄関口、顔となる羽後本荘駅前周辺地区は、駅へのアクセスの向上や駅前広場等の整備、駅東西の連絡性の確保を図ります。景観に配慮し、ユニバーサルデザインやバリアフリーによる人にやさしい玄関口として鉄道とバス、タクシーなどを結ぶ交通結節機能の強化を図り、公共交通機関の利用増加を図ります。

3) 低未利用地の活用

国立療養所跡地など市街地内の低未利用地となっている公共用地を活用し、計画的な市街地整備を推進します。

■本荘都市計画区域の主要な市街地開発事業の配置方針図



— 凡例 —

	中心市街地		都市計画区域		都市内骨格道路
	市街地開発事業 〔事業中〕		高速道路		鉄 道
	市街地開発事業 〔整備済〕		広域的骨格道路		河 川

■ 矢島都市計画区域の 主要な市街地開発事業の配置方針図



(6) 景観と自然環境の保全・活用の方針

【景観と自然環境保全の基本的な考え方】

- 恵まれた自然環境と調和し、本市の気候風土や地域の歴史・文化に根ざした住景観・街なみ景観づくりを推進します。
- 本市の大きな特性である豊かでかけがえのない自然環境を後世へ引き継いでいくため自然保護に努め、そのための活動を推進します。
- 本市の自然条件に適した風力や天然ガスなどの自然エネルギーの活用を図り、地球環境問題への取り組み、持続可能なまちづくりに努めます。
- 森林が有する多面的な機能を認識し、長期的視野に立って豊かな森林の保全・育成と活用を図っていきます。

1) 街なみ景観づくり

本市には多くの歴史的・文化的施設があります。岩城地域や矢島地域等の歴史的・文化的ストックを活かした生活空間を創出し、本市の文化的観光エリアとして地域活性化を図っています。本市の有する山・川・海といった自然景観と調和し、歴史・文化を活かした住景観・街なみ景観づくりを検討します。

2) 自然保護・育成活動の推進

本市の豊かな自然、特に希少生物の生息地について保護育成を図りながら後世へ引き継いでいくために、市民の自主的な清掃活動や自然保護活動団体の活動を支援し、推進していきます。自然環境の保護を図るため都市計画として有効に活用できるものがあれば（都市計画緑地、緑地保全地域の指定など）、検討を行います。

3) 自然エネルギーの活用

地球環境問題への寄与、持続可能なまちづくりの推進をめざし、本市の自然条件に適した風力、水力、天然ガスなどの自然エネルギーの活用に努めます。

4) 森林の保全・育成と多面的活用

林業は木材価格の長期低迷、諸経費の高騰などから厳しい状況が続いていますが、森林には水源涵養、保水、保健休養などの多様な公益的機能があるため、長期的視野に立って、林業従事者のみでなく市民と行政も協力して、造林、保育、間伐などの活動に努めます。

また、保健休養などの森林公益機能の活用を図り、森林浴、山仕事体験ツアーなど都市住民との交流を促進します。